

第105期 定時株主総会 招集ご通知に際しての
インターネット開示事項

■事業報告

業務の適正を確保する体制

■計算書類

株主資本等変動計算書

個別注記表

〔 2022年4月1日から
2023年3月31日まで 〕

株式会社 佐賀共栄銀行

■事業報告

業務の適正を確保する体制

当行が業務の適正を確保するための体制は、次のとおりであります。

- (1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

法令等の遵守については、「コンプライアンス運用規程」、「コンプライアンス・ガイドブック」を策定し、コンプライアンス体制の確立を図るとともに、コンプライアンス連絡会において「コンプライアンス・プログラム」を年1回策定し、コンプライアンス研修等の実施状況について検証する。

法令等遵守の統括部署として本部に総合企画部コンプライアンスグループを設置するとともに、各営業店・本部各部の長をコンプライアンス担当者として設置し、コンプライアンスに関する情報の一元的管理を実施する。なお、反社会的勢力への対応については、事務統括部金融犯罪対策グループがその一元的管理を行い、反社会的勢力による不当要求に対しては、担当者や担当部署だけに任せることなく、取締役が適切に関与し組織全体として対応する。マネー・ローンダリング及びテロ資金供与防止については経営の最重要課題の一つと捉え、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に係る基本方針」を定め、関係法令を順守しつつ、機動性・実効性のある管理態勢を構築する。

また、頭取を委員長とするコンプライアンス委員会、その下部組織として総合企画部担当取締役を長とするコンプライアンス連絡会を設置して、コンプライアンスに関する事項について審議し、取締役・使用人の業務の適切性を確保する体制とする。

取締役・使用人が人事部に設置している行内通報相談窓口に対して、法令違反等の情報を通報することができる「内部通報制度」を設けている。

また、監査室は、適切な業務運営体制を確保すべく、「監査規程」に基づく内部監査を実施する。

- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理が適切に行われるよう、「文書取扱規程」、「文書の保存処分取扱規程」において、情報の保存及び管理・処分等の方法に関する事項を定め、取締役はこれに従うものとする。

- (3) 損失の危機管理に関する規程その他の体制

統一的なリスク管理体制を確立するために、「リスク管理方針」、「リスク管理基準」を定め、統合リスク管理の統括部署を総合企画部経営企画グループとする。

また頭取を委員長とするリスク管理委員会を設置して、銀行業務全般に係わるリスクを的確に認識して総合的に管理し、現在及び将来に向けて各種リスクを許容範囲内へと抑制し、経営の健全性を確保する体制を構築する。

更に、当行の保有するすべての情報資産の適切な保護を実現するための安全対策に関する基本方針として「セキュリティポリシー」、「セキュリティスタンダード（安全対策基準）」を定めるとともに、当行の保有する個人情報の適切な保護と利用を図るために「個人情報保護規程」、「個人情報保護規程細則」を定める。

不測の事態が発生した場合には、必要に応じて緊急対策本部を設置するなど迅速な対応を行い、リスクの拡大を防止し、業務継続体制を維持する。

監査室は、「監査規程」に基づいて、リスクの種類及び程度に応じた監査方針、重点事項等の監査基本計画の基本方針を取締役会で決定し、総合企画部経営企画グループを含めた各リスク管理担当部署の適正性、適切性について、独立した立場から監査を実施し、その結果については監査報告会に報告することとする。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役・使用人の職務の執行が適正かつ効率的に行われる体制として、「取締役会規程」、「経営会議規程」、「機構並びに事務分掌規程」、「職務権限規程」を定める。
- (5) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
監査等委員会の職務を補助する使用人を置くこととし、当該使用人の選定については事前に監査等委員会と協議する。
- (6) 前号の補助使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項ならびに監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性に関する事項
監査等委員会補助使用人は、専ら監査等委員会の指示に基づき監査等委員会の職務の執行を補助するものとし、他部署の役職員を兼務せず、監査等委員以外の者からの指示命令を受けないものとする。なお、監査等委員会補助使用人の任命及び異動については、事前に監査等委員会と協議する。
- (7) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
すべての取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、「コンプライアンス運用規程」に基づき、法令等の違反行為、当行に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、銀行法に定める不祥事件について、適時・適切に監査等委員会に報告する。
- (8) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
「コンプライアンスに関する報告・相談要領」に基づき、前号の報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを行うことを禁止する。

- (9) 監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関わる方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行について必要な費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

- (10) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役は、監査等委員会と定期的に、当行が対処すべき課題、監査等委員会監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行う。株主総会に付議する監査等委員選任議案の決定にあたっては、監査等委員会と事前に協議する。

また、常勤監査等委員は、取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、経営会議やリスク管理委員会、コンプライアンス委員会等の重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書の閲覧や、必要に応じて取締役（監査等委員である取締役を除く。）または使用人に報告を求めることができる。

なお、監査等委員会は、当行の監査法人である太陽有限責任監査法人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図るものとする。

また、監査等委員会から求めがあるときは、監査室が監査等委員会へ協力するものとする。

当該体制の運用状況の概要

当行は、業務の適正を確保するための体制の運用状況を定期的に取り締役に報告し、必要に応じて見直しを行っている。

当事業年度における運用状況の概要は、次のとおりである。

- (1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することならびに効率的に行われることの確保

取締役会を23回開催した。また、経営方針及び重要事項等の執行に関する協議のため経営会議を26回開催したほか、監査報告会（頭取を委員長）を4回、リスク管理委員会を15回（うち、不良債権処理2回）、コンプライアンス委員会を1回、コンプライアンス連絡会を11回開催した。

(2) リスク管理体制

リスク管理委員会は、各種リスクに関する対応方針の決定や、他の各種リスク委員会（信用リスク委員会、ALM委員会、事務リスク・システムリスク委員会等）からの付議・報告等を行っている。また、重要事項については取締役会に付議、または報告している。

(3) コンプライアンス態勢

年1回コンプライアンスプログラムをコンプライアンス連絡会で定め、同連絡会で進捗状況をモニタリングしているほか、コンプライアンス違反の発生状況及び反社会的勢力等との取引の遮断などについても同連絡会で審議している。なお、重要事項については、コンプライアンス委員会及び取締役会に付議または報告をしている。

(4) 監査等委員会の監査が実効的に行われることの確保等

監査等委員は、監査室、リスク管理統括部署及び総合企画部コンプライアンスグループと、原則として毎月情報交換を行っている。また、監査等委員、監査法人、監査室とは、それぞれ四半期毎に情報交換を行っている。

■計算書類

第105期 (2022年4月1日から 2023年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資本剰余金	利 益 剰 余 金			
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計
			別途積立金	繰越利益 剰 余 金		
当期首残高	2,679	1,259	952	4,367	3,849	9,170
当期変動額						
利益準備金の積立			27		△27	—
剰余金の配当					△131	△131
当期純利益					968	968
自己株式の取得						
土地再評価差額金 の取崩					28	28
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)						
当期変動額合計	—	—	27	—	837	864
当期末残高	2,679	1,259	980	4,367	4,687	10,035

(単位：百万円)

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	自己株式	株主資本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当期首残高	△76	13,033	1,537	413	1,951	14,984
当期変動額						
利益準備金の積立		—				—
剰余金の配当		△131				△131
当期純利益		968				968
自己株式の取得	△3	△3				△3
土地再評価差額金 の取崩		28				28
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)			△483	△28	△511	△511
当期変動額合計	△3	861	△483	△28	△511	349
当期末残高	△80	13,894	1,054	385	1,440	15,334

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法
商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
2. 有価証券の評価基準及び評価方法
有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については、移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
有形固定資産は、定率法を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	6年～47年
その他	3年～20年
 - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
 - (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
なお、該当するリース資産はありません。
4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建資産及び負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
5. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2022年4月14日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。
 - (2) 賞与引当金
賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
 - (3) 役員退職慰労引当金
役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。

6. 収益の計上方法

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識しております。

7. 消費税等の会計処理

有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

8. 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

投資信託の解約・償還に伴う差損益については、「有価証券利息配当金」に計上しております。ただし、投資信託の期中収益分配金等が全体で損となる場合は、その金額を「国債等債券償還損」に計上しております。

当事業年度は、投資信託の期中収益分配金等が全体で益となるため、「有価証券利息配当金」に30百万円を計上しております。

会計方針の変更

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することいたしました。当該会計基準等の適用が当事業年度に係る計算書類に与える影響は軽微であります。

重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金

(1) 当事業年度に係る計算書類に計上した金額

貸倒引当金 3,534百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

①算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「重要な会計方針」「5. 引当金の計上基準」「(1) 貸倒引当金」に記載しております。

②主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における債務者の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における債務者の将来の業績見通し」は、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた上で、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

③翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

各債務者の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

会計上の見積りの変更

一般貸倒引当金については、過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しておりますが、新型コロナウイルス感染症に係る制度融資の返済開始等に伴い、リスクが高いと判断した先をグルーピングし、その影響額を追加で見積り、一般貸倒引当金を計上しております。

この見積りの変更により、当事業年度の一般貸倒引当金は151百万円増加し、当事業年度の経常利益及び税引前当期純利益は151百万円減少しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

- 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるものであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	914百万円
危険債権額	5,298百万円
三月以上延滞債権額	103百万円
貸出条件緩和債権額	1,372百万円
合計額	7,689百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は貸倒引当金控除前の金額であります。

- 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日。以下「業種別委員会実務指針第24号」という。）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、610百万円であります。
- ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号 2014年11月28日）に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、貸借対照表計上額は、100百万円であります。
- 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	15,132百万円
担保資産に対応する債務	
借入金	10,500百万円

上記のほか、為替決済の取引の担保として、預け金1,500百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、保証金49百万円が含まれております。

なお、手形の再割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した商業手形はありません。

5. 当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、14,698百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものが11,986百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

6. 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が公表した方法により算定した価額に基づいて、時点の修正、画地修正等、合理的な調整を行って算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 553百万円

7. 有形固定資産の減価償却累計額 2,997百万円

8. 有形固定資産の圧縮記帳額 210百万円

9. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は1,430百万円であります。

10. 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。

剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を利益準備金として計上しております。

当事業年度における当該剰余金の配当に係る利益準備金の計上額は、27百万円であります。

(損益計算書関係)

減損損失

当事業年度において、保有目的の変更等により、以下の資産について回収可能価額まで減額し、当該減少額52百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

地域	用途	種類	金額
佐賀県内	営業用店舗4か所	土地、建物	43百万円
福岡県内	営業用店舗1か所	建物	9百万円
合計			52百万円

当行は、グルーピングの単位は営業店単位としております。ただし、将来の使用が見込まれていない遊休資産については、個々の物件単位でグルーピングをしております。また、本部等銀行全体に関連する資産については共用資産としております。

回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、路線価等の市場価格を適切に反映している指標に基づいて評価した価額により算定しております。

(株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	22,034,500	—	—	22,034,500	
合計	22,034,500	—	—	22,034,500	
自己株式					
普通株式	183,353	7,424	—	190,777	(注)
合計	183,353	7,424	—	190,777	

(注) 普通株式の自己株式の増加7,424株は単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 当事業年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年5月31日 取締役会	普通株式	65	3.0	2022年3月31日	2022年6月14日
2022年11月10日 取締役会	普通株式	65	3.0	2022年9月30日	2022年11月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度の末日後となるもの

2023年5月30日開催の取締役会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たりの 配当額 (円)	基準日	効力発生日
普通株式	65	利益剰余金	3.0	2023年3月31日	2023年6月12日

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行は、預金業務、貸出業務、内国為替業務の他、代理業務、国債等公共債及び証券投資信託の窓口販売、保険商品の窓口販売等の銀行業務を行っております。資金運用手段は国内の取引先及び個人への貸出金であり、余剰資金については安全性の高い金融資産にて運用しております。資金調達手段は主に預金であり、コールマネー、借入金、社債等であります。これらについては金利変動のリスクを有しているため、総合的管理 (ALM) により取組方針を決定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行が保有する金融資産は、主として国内の取引先及び個人に対する貸出金であり、顧客の債務不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。

有価証券は、株式、債券、投資信託及び組合出資金であり、目的別に売買目的、満期保有目的、その他有価証券 (売買・満期保有以外の目的) に分類して保有しており、各々が発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。

また、当行が有する金融負債は主として預金、コールマネー、日本銀行からの借入金、社債であり、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク (信用供与先の財務状況の悪化等により、資産 (オフバランス資産を含む) の価値が減少または消失し、当行が損失を被るリスク) の管理

当行は、与信業務の基本的な理念・指針・規準等を明示した「融資審査の規準 (クレジットポリシー)」に基づき、健全な資産の充実を図るため、債務者毎に財務内容、信用格付、与信額等についてのモニタリングを実施し、定期的に取り締役会へ報告しています。また、一定金額以上の案件については「融資権限規程」に基づき、信用格付毎に決裁権限額を定め、これを超過する案件については経営陣を含めた会議上で取組方針を決定し、信用リスクを的確に認識・評価する体制を整備しております。

信用リスクに関わる管理は、業務統括部にて適正な与信管理体制の構築を行うこととし、さらに与信監査部門 (監査室) による与信管理状況の監査を実施しております。

有価証券は売買目的債券、満期保有債券は格付の高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。また、その他有価証券についても格付の高い証券を対象とし、保有限度を定めリスクの分散を図っております。

②市場リスク（市場価格、金利等の変動リスク）の管理

当行は、「市場リスク管理方針」を定め、市場リスクに係るリスクを把握し、これを当行として取り得る許容範囲に収めることによりリスクを限定し、適切な管理態勢の維持・向上に努めております。計測かつ管理が可能なリスクについては、能動的に一定のリスクを取り、収益機会を捉えていきますが、計測または管理が不可能なリスクは回避することを基本としています。

金利リスクについては、ALMによってギャップ分析や金利感応度分析等を用いてリスク量をモニタリングし、月次ベースでALM委員会へ、また、四半期ベースでリスク管理委員会へ報告しております。なお、金利変動リスクをヘッジするデリバティブ取引は行っておりません。

価格変動リスクについては、「有価証券運用規程」ならびに「同細則」に基づき、ALM委員会にて継続的に市場環境や財務状況をモニタリングしており、リスクの把握に努めております。

業務の運営にあたっては、可能な限りリスク量を把握し、迅速な対応が図れる体制とし、かつ、フロントオフィス（市場部門：総合企画部市場金融グループ）・バックオフィス（事務管理部門：事務統括部事務グループ）・ミドルオフィス（リスク管理部門：事務統括部事務グループ、ALM委員会）に分離した体制とし、相互牽制の機能強化を図っております。

預金・コールマネー・借入金・社債・貸出金・有価証券の市場リスク量の計測については、分散共分散法によるVaRを採用しており、計測モデルを使用して算出しております。また、それぞれの定量基準は、預金・コールマネー・借入金・社債・貸出金が観測期間5年、保有期間1年、信頼区間99%、有価証券が観測期間1年、保有期間3ヶ月、信頼区間99%を基準として採用しております。

上記の計測手法による2023年3月31日現在の市場リスク量は、預金・コールマネー・借入金・社債・貸出金が237百万円、有価証券が2,590百万円（評価損益を考慮した場合は1,313百万円）、合計で2,827百万円（評価損益を考慮した場合は1,550百万円）となります。

計測したVaRと実際の損益を比較するバック・テストを実施した結果、預金・コールマネー・借入金・社債・貸出金、有価証券それぞれで使用している計測モデルは十分な精度を確保していると考えております。

ただし、当該リスク量は過去の相場変動に基づき統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を算出しているため、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスク量は捕捉できない場合があります。

③流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当行は「流動性リスク管理方針」に基づき、ALM委員会において「緊急時の資金繰り」及び「向こう3ヶ月の予想」を分析し、リスクコントロールを図っております。

また、流動性リスクを資金繰りリスク（運用と調達の期間のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は、通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク）と、市場流動性リスク（市場の混乱等により市場において取引ができなくなる、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされるなどにより損失を被るリスク）と定義し、資金繰り管理部門（事務統括部事務グループ）と流動性リスク管理部門（総合企画部市場金融グループ）へ分離した組織体制を構築し相互牽制機能を確認しております。

資金繰りリスクについては、事務統括部事務グループが作成する「週間資金繰り予定表」をもとにした大口資金移動等による資金繰りへの影響度の把握に加え、内部環境・外部環境の情報を総合的に分析して資金繰りを予測し、リスクの軽減に努めております。また、万一資金繰りが危機事態に陥った場合でも、「コンティンジェンシープラン」を策定し、緊急時における態勢も整備しています。

市場流動性リスクについては内部環境・外部環境の動向を分析・評価し、リスクの所在・影響を把握するとともに、分析結果を資金繰り管理部門へ還元しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（注1）参照。また、現金預け金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 有価証券			
満期保有目的の債券	—	—	—
その他有価証券	52,073	52,073	—
(2) 貸出金	190,766		
貸倒引当金 ^(*)	△3,518		
	187,248	189,694	2,445
資産計	239,322	241,768	2,445
(1) 預金	235,555	235,572	17
(2) 借入金	10,500	10,500	—
負債計	246,055	246,072	17

（*）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（注1）市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区分	貸借対照表計上額
非上場株式 ^(*) ^(**)	139
組合出資金 ^(**)	16

（*1）非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

（*2）当事業年度において、非上場株式について8百万円減損処理を行っております。

（*3）組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品
当事業年度（2023年3月31日）

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
その他有価証券				
国債・地方債等	2,167	5,974	—	8,141
社債	—	20,417	1,852	22,270
株式	7,549	—	—	7,549
その他	3,707	995	9,408	14,112
資産計	13,424	27,387	11,261	52,073

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
当事業年度（2023年3月31日）

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
貸出金	—	—	189,694	189,694
資産計	—	—	189,694	189,694
預金	—	235,572	—	235,572
借入金	—	10,500	—	10,500
負債計	—	246,072	—	246,072

（注1）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資 産

(1) 有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれます。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、観察可能なインプットに基づくものである場合にはレベル2、そうでない場合にはレベル3としています。

私募債は、内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金等の合計額を信用リスクなどのリスク要因を織り込んだ割引率で割り引いて時価を算定しており、当該割引率が観察不能であることからレベル3の時価に分類しております。

一部の事業債、外国債券については、第三者等から入手した相場価格を時価としており、重要な観察できないインプットが用いられております。

当該時価はレベル3の時価に分類しております。

(2) 貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いて時価を算定しております。このうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない場合は時価と帳簿価額が近似していることから、帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値、又は、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似していることから、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

当該時価はレベル3の時価に分類しております。

負債

(1) 預金

要求払預金については、決算日に要求に応じて直ちに支払うものは、その金額を時価としております。また、定期預金については、一定の期間ごとに区分して、将来キャッシュ・フローを割引いた割引現在価値により時価を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

当該時価はレベル2の時価に分類しております。

(2) 借入金

借入金については、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

当該時価はレベル2の時価に分類しております。

(注2)時価で貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報（2023年3月31日）

区分	評価方法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲	インプットの加重平均
有価証券				
その他有価証券				
私募債	割引現在価値法	割引率	△0.00%-1.33%	0.34%

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期損益に認識した評価損益（2023年3月31日）

(単位：百万円)

	期首 残高	当期の損益又はその他有価証券評価差額金		購入、売却、発行及び決済の純額	レベル3の時価への振替	レベル3の時価からの振替	期末 残高	当期の損益に計上した額のうち貸借対照表日において保有する金融資産及び金融負債の評価損益
		損益に計上	その他有価証券評価差額金に計上					
有価証券								
その他有価証券								
事業債	300	—	△0	100	—	—	399	—
私募債	1,686	—	△8	△225	—	—	1,452	—
外国債券	1,715	—	△2	30	—	—	1,742	—
投資信託	7,491	—	△202	376	—	—	7,665	—

(3) 時価の評価プロセスの説明

当行は総合企画部にて時価の算定に関する方針及び手続を定めており、これに沿って時価を算定しております。算定された時価及びレベル分類については、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性を検証しております。第三者から入手した相場価格を時価として利用する場合においては、インプットの確認や当該商品のヒストリカルデータによる時価異常値確認等の適切な方法により、価格の妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

割引率はスワップ・レート等の基準金利に信用スプレッドを上乗せした利率で算定しております。このインプットの著しい増加（減少）は、時価の著しい下落（上昇）を生じさせます。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」を記載しております。

1. 売買目的有価証券 (2023年3月31日現在)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券 (2023年3月31日現在)

該当事項はありません。

3. その他有価証券 (2023年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	6,731	5,061	1,669
	債 券	19,907	19,731	175
	国 債	2,167	2,098	69
	地 方 債	5,777	5,746	31
	社 債	11,962	11,887	75
	そ の 他	4,410	4,049	360
	小 計	31,048	28,842	2,205
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	818	872	△53
	債 券	10,504	10,710	△206
	国 債	—	—	—
	地 方 債	196	200	△3
	社 債	10,307	10,510	△202
	そ の 他	9,702	10,132	△430
小 計	21,025	21,715	△690	
合 計		52,073	50,558	1,515

4. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

該当事項はありません。

5. 当事業年度中に売却したその他有価証券 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株 式	1,991	195	23
債 券	2,036	—	239
国 債	1,539	—	236
地 方 債	—	—	—
社 債	497	—	2
そ の 他	6,985	401	407
合 計	11,013	597	670

6. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券 (市場価格のない株式等及び組合出資金を除く) のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理 (以下「減損処理」という。) しております。

当事業年度における減損処理額は、100百万円 (うち、株式100百万円) であります。

なお、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、事業年度末日の時価が取得原価に比べて50%以上下落した場合は著しく下落したと判断し、30%以上50%未満下落している場合は発行会社の財務内容及び過去の一定期間における時価の推移等を勘案して判断しております。

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託 (2023年3月31日現在)
該当事項はありません。
2. 満期保有目的の金銭の信託 (2023年3月31日現在)
該当事項はありません。
3. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (2023年3月31日現在)
該当事項はありません。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	1,050百万円
有価証券評価損	3百万円
減価償却費	24百万円
その他	250百万円
繰延税金資産小計	1,329百万円
評価性引当額	△586百万円
繰延税金資産合計	743百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△461百万円
繰延税金負債合計	△461百万円
繰延税金資産の純額	281百万円

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
経常収益	6,262
うち役員取引等収益	626
うち預金・貸出業務	238
うち為替業務	181
うち代理業務	133
うち証券関連業務	57
うち保証業務	12
うち保護預り、貸金庫業務	1

なお、上表には企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に基づく収益も含んでおります。

(1株当たり情報)

- 1株当たりの純資産額 702円00銭
1株当たりの当期純利益金額 44円30銭

(持分法損益等)

1. 関連会社に関する事項
当行は関連会社がないため、「持分法損益等」の該当事項はありません。
2. 開示対象特別目的会社に関する事項
当行は開示対象特別目的会社がないため、「持分法損益等」の該当事項はありません。